

(別記様式第1号)

計画作成年度	令和5年度
計画主体	勝央町

勝央町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 勝央町役場産業建設部
所在地 岡山県勝田郡勝央町勝間田201
電話番号 0868-38-3112
FAX番号 0868-38-3120
メールアドレス sangyou@town.shoo.okayama.jp

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。
2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、ニホンジカ、カラス類（ハシブトカラス、ハシボソカラス）、ヌートリア
計画期間	令和5年度～令和7年度
対象地域	勝央町全域

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和4年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
イノシシ	水稲	607千円 1.02ha
	豆類	971千円 1.19ha
	雑穀（イモ）	—
	野菜	31千円 0.02ha
	果樹（モモ、ブドウ）	—
ニホンジカ	水稲	—
	豆類	228千円 0.29ha
	林産物	—
カラス類	水稲	—
	雑穀（トウモロコシ、ムギ）	—
	野菜	—
	果樹（モモ、ブドウ）	350千円 0.15ha
	家畜	—
ヌートリア	水稲	210千円 0.17ha
	雑穀（イモ）	—
	野菜	—

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積（被害面積については、水産業に係る被害を除く。）等を記入する。

(2) 被害の傾向

1. イノシシ

イノシシによる被害は、年間を通じて発生している。水稲、豆類、イモ類、モモ、ブドウへの食害が多くなっている。また、餌であるミミズなどを捕るため畑などの掘り起こし被害も発生している。

被害区域は、町内全域である。また、近年では耕作放棄地の増加に伴い、人家付近の田畑まで侵入するケースが多々報告されている。

2. ニホンジカ

ニホンジカによる被害は、年間を通じて発生している。水稻、豆類などの食害また、スギ、ヒノキ等の針葉樹の皮剥ぎが発生している。

被害区域は、町内全域である。また、近年では耕作放棄地の増加に伴い、人家付近の田畑まで侵入するケースが多々報告されている。

3. カラス類

カラスによる被害は、年間を通じて発生している。特に夏場にかけてはモモ、ブドウ、スイカへの食害が多くなっている。また野菜、飼料等への食害も多くなっている。近年では、家畜（牛を突く等）の被害も受けている。

被害区域は、町内全域に広がっており、人家近くにまで広がりを見せている。

4. ヌートリア

ヌートリアによる被害は、水稻、野菜類等の食害のみでなく、ため池の堤防、田の畦等への巣穴の作成による崩壊の被害を及ぼしている。

被害区域は、町内全域におよび、特に河川、池等の水辺の近くに集中している。

(注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。

2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

指標（被害金額）	現状値（令和4年度）	目標値（令和7年度）
イノシシ	1, 609千円	1, 130千円
ニホンジカ	228千円	160千円
カラス類	350千円	250千円
ヌートリア	210千円	145千円
指標（被害面積）	現状値（令和4年度）	目標値（令和7年度）
イノシシ	2. 23ha	1. 56ha
ニホンジカ	0. 29ha	0. 20ha
カラス類	0. 15ha	0. 10ha
ヌートリア	0. 17ha	0. 12ha

(注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。

2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等	以前より、勝央町猟友会によ	猟友会員の高齢化に加え銃猟免

に関する取組	る駆除班を編成し、被害が多く出る地域で、銃器、箱わな、くくりわなを用いた有害鳥獣の駆除活動を行っている。	許取得会員数が減少しているため、被害箇所が広範囲になる場合の捕獲者不足及び捕獲の担い手の育成が急務となっている。
防護柵の設置等に関する取組	農作物被害防止のため、国庫事業「鳥獣被害防止総合対策事業」により、防護柵（電気柵、ワイヤーメッシュ柵、金網柵）の設置経費に対する補助を行っている。 防護柵の設置及び管理は、設置者又は集落において行っている。	有害鳥獣の生息域の拡大により、防護柵の必要な地域が増加している。また、当初に設置した防護柵も老朽化等により十分な役割を果たせていない箇所も出てきており、今後の維持管理が課題となってきた。 山間部での被害が多く、防護対策が個人単位になりがちであることから、集落等が一体となった取組を更に推進していく必要がある。
生息環境管理その他の取組	放任果樹、野菜くず等の鳥獣の誘引物については広報等により除去を呼びかけている。	高齢者世帯や地主不在等の理由により誘引物の除去が徹底されておらず、獣害対策についての地域学習会等の必要性が高まってきている。併せて、生産者の高齢化や担い手不足等に起因する耕作放棄地も有害鳥獣の住処となることから、耕作放棄地解消に向けた活動が必要である。

- (注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。
- 2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。
- 3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、追上げ・追払い活動等について記入する。
- 4 「生息環境管理その他の取組」については、緩衝帯の設置、放任果樹の除去、鳥獣の習性、被害防止技術等に関する知識の普及等について記入する。

(5) 今後の取組方針

<p>勝央町における、農林水産物への被害は主にイノシシ、ニホンジカである。</p> <p>3(4)の課題を踏まえ、猟友会と連携した捕獲者の確保や電気柵等の侵入防止柵に係る補助についても町の広報等で周知することで対策を進めていくとともに、地域住民が主体となる有害鳥獣を寄せ付けない集落環境づくり</p>
--

に向けての体制整備を引き続き行っていく。

さらに、新規狩猟免許取得者数の確保及び今まで以上の効果的な駆除を行うために、ICT機器等の導入を検討する必要がある。

- (注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。
(ICT(情報通信技術)機器やGIS(地理情報システム)の活用等、対策の推進に資する技術の活用方針を含む。)

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

農林業者等から依頼があった場合、猟友会で結成された捕獲班が有害鳥獣の捕獲を行う。また、鳥獣被害対策実施隊を編成し、有害鳥獣の捕獲を行う。

- (注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者等の外部団体への委託、わなの見回り補助等による捕獲者のサポート等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。
2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。
3 捕獲等を推進する上で、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
5	イノシシ ニホンジカ カラス類 ヌートリア	被害地域住民と猟友会が連携して、捕獲機材(箱わな、囲いわな、捕獲檻等)の導入を地域に対して進めるとともに、狩猟者の確保、育成のため、岡山県猟友会が行う狩猟免許取得事前講習会への参加を推進する。
6	〃	〃
7	〃	〃

- (注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
1. イノシシ 勝央町におけるイノシシの捕獲頭数は増加している。 (捕獲頭数 2年度158頭、3年度158頭、4年度195頭)

今後の計画についても、現在の被害状況を考慮し、200頭を計画している。

2. ニホンジカ
 勝央町におけるシカの捕獲頭数は増加傾向にある。
 (捕獲頭数 2年度177頭、3年度185頭、4年度179頭)
 今後の計画についても、現在の被害状況を考慮し、200頭を計画している。

3. カラス類
 勝央町におけるカラスの捕獲頭数は減少傾向にある。
 (捕獲頭数 2年度15頭、3年度35頭、4年度28頭)
 今後の計画については、近年の捕獲実績数と被害の状況を勘案し、50羽を計画している。

4. ヌートリア
 勝央町におけるヌートリアの捕獲頭数は横ばいである。
 (捕獲頭数 2年度6頭、3年度23頭、4年度10頭)
 今後の計画については、近年の捕獲実績数と被害の状況を勘案し、25頭を計画している。

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	5年度	6年度	7年度
イノシシ	200	200	200
ニホンジカ	200	200	200
カラス類	50	50	50
ヌートリア	25	25	25

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容
<p>銃器・わなを用いてイノシシ、ニホンジカ、カラス類、ヌートリアを対象として被害状況に応じ年間を通じて捕獲を行う。実施に当たっては鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業(国庫)を活用し、駆除従事者の捕獲意欲を高め、効率的・効果的な捕獲活動を進める。</p> <p>対象地域はイノシシ、ニホンジカについては町内全域で、カラス類やヌートリアについては被害発生地域周辺に特定する。</p>

(注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。
 2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容

山中における対象獣の確実な捕獲や、わなによる捕獲した対象獣を拘束した後、止めさしを安全かつ確実に実施するために必要である。

対象区域は町内一円とし、捕獲は通年で実施する。

- (注) 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者による捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
-	-

- (注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成 19 年法律第 134 号。以下「法」という。）第 4 条第 3 項）。
- 2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	5 年度	6 年度	7 年度
イノシシ ニホンジカ ヌートリア	電気柵、ネット柵、トタン柵、捕獲檻を地域協議会・営農組合等が必要に応じて設置	電気柵、ネット柵、トタン柵、捕獲檻を地域協議会・営農組合等が必要に応じて設置	電気柵、ネット柵、トタン柵、捕獲檻を地域協議会・営農組合等が必要に応じて設置

- (注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。
- 2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	5 年度	6 年度	7 年度
イノシシ ニホンジカ ヌートリア	猟友会及び関係機関、町民と協議を重ね、農林作物への被害軽減かつ町	猟友会及び関係機関、町民と協議を重ね、農林作物への被害軽減かつ町	猟友会及び関係機関、町民と協議を重ね、農林作物への被害軽減かつ町

	民が安心して生活できる環境の保全を図るものとする。	民が安心して生活できる環境の保全を図るものとする。	民が安心して生活できる環境の保全を図るものとする。
--	---------------------------	---------------------------	---------------------------

(注) 侵入防止柵の管理、追上げ・追払い活動等に関する取組等について記入する。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
5～7年度	イノシシ ニホンジカ カラス類 ヌートリア	被害防止対策の基礎となる現状の把握について、地域住民への聞き取りも併せて実施するなど、より詳細な被害数値が把握できるよう、関係機関との連携した取組みを強化する。 交付金事業の活用による獣害防止柵資材の貸与等、地域ぐるみの農作物被害対策推進を図る。 緩衝帯整備や放任果樹の除去を積極的に行い鳥獣が侵入しにくい環境整備を図り、人の生活領域と野生鳥獣の生息域の区分を行うとともに、対策等を周知することで自己防衛促進を図る。

(注) 緩衝帯の設置、里地里山の整備、放任果樹の除去、被害防止に関する知識の普及等について記入する。

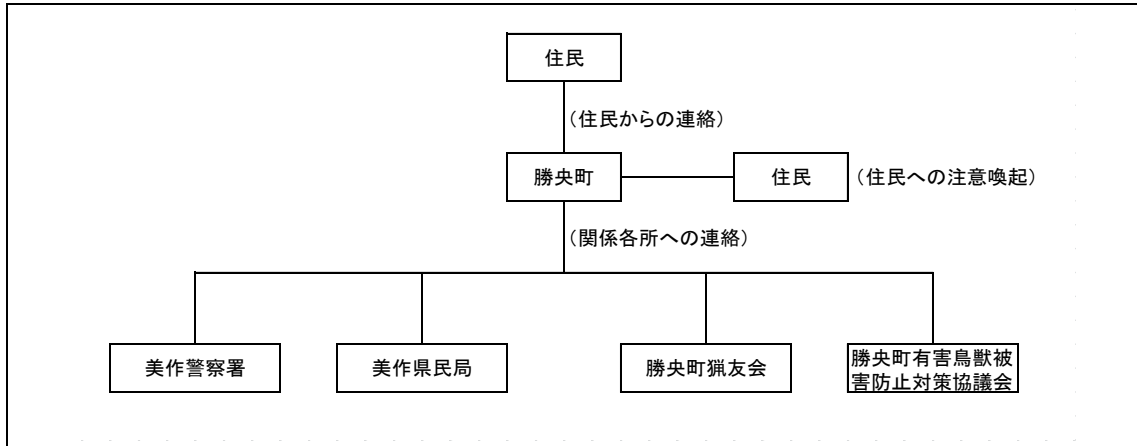
6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
美作警察署	被害状況の確認と住民への注意喚起、緊急時における住民の安全確保。
岡山県美作県民局	町に対する指導、助言。
勝央町	情報収集及び住民への広報活動、情報提供。
勝央町猟友会	対象鳥獣の捕獲及び情報に関すること。
勝央町有害鳥獣被害防止対策協議会	対象鳥獣の捕獲及び情報に関すること。

- (注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制



(注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した対象鳥獣は、捕獲後速やかに埋設処分を行うこととする。

(注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	要望等があれば活用に向けて検討を行う。
ペットフード	〃
皮革	〃
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	〃

(注) 利用方法ごとに、現状及び目標を記入する。

(2) 処理加工施設の取組

今後検討していく。

(注) 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等について記入する。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

今後検討していく。

(注) 処理加工に携わる者の資質の向上や、捕獲から搬入までの衛生管理の知識を有する者の育成の取組等について記入する。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	勝央町有害鳥獣被害対策協議会
構成機関の名称	役割
勝央町	<ul style="list-style-type: none"> ・被害防除に関すること ・被害防止計画の策定に関すること ・会の総括、関係機関との連絡調整、協議会事務局に関すること
勝央町農業委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・農地に関すること ・農業被害の情報収集
晴れの国岡山農業協同組合	<ul style="list-style-type: none"> ・農業被害の情報収集、被害状況の把握 ・農家への被害防止に関する技術的な指導、助言
岡山農業共済組合	<ul style="list-style-type: none"> ・農業被害の情報収集
農業関係者 (生産部会等)	<ul style="list-style-type: none"> ・農業被害の情報収集 ・被害防除対策の実施
勝央町猟友会	<ul style="list-style-type: none"> ・鳥獣の捕獲に関すること ・狩猟者の育成、捕獲技術の研修等に関すること

(注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
勝央町議会	町と連携して、事業推進、被害の報告、住民意見の取りまとめ、住民への情報伝達、その他必要な援助を行う。
岡山県美作県民局農林水産事業部農畜産物生産課、地域森林課、勝英農業普及指導センター	オブザーバーとして協議会に参加し、有害鳥獣関連情報の提供並びに被害防止技術の情報提供、その他必要な援助を行う。
岡山県鳥獣保護管理員	有害鳥獣関連情報の提供と鳥獣保護に関する

	業務を行う。
美作東備森林組合	オブザーバーとして協議会に参加し、有害鳥獣（森林被害）関連情報の提供を行う。

- (注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

勝央町鳥獣被害対策実施隊を平成26年4月1日に発足。銃猟免許を取得している隊員は、普段から駆除班で有害獣の捕獲を行い、町長からの命令により隊長の指揮のもと、捕獲を行う。

わな免許取得者は、地域住民と協力して捕獲を行う。

- (注) 1 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。
- 2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、鳥獣被害対策実施隊が行う被害防止施策、その規模、構成、農林漁業者や農林漁業団体職員、地域住民等の多様な人材の活用策等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

勝央町内全域における農林作物の被害は深刻な状態に陥っている。また、山間部を中心として高齢化や、耕作放棄地の農地が進んでいるため、被害防止柵の設置、緩衝帯の整備が困難な地域も点在する。

そこで、広範囲の被害防止策（被害防止柵の設置、緩衝帯の整備）を講じる場合に、地域全体での取り組みを行っていく。

- (注) 将来的な被害防止対策の実施体制の維持・強化の方針その他被害防止施策の実施体制に関する事項（地域の被害対策を企画・立案する者の育成・確保や現場で対策を実施する者の知識・技術の向上等の被害対策に関する人材育成の取組を含む。）について記入する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

被害防止対策に関して、講演会、情報交換会、現地研修会等、必要に応じて開催する。

- (注) 近隣市町村と連携した広域的な被害防止対策等その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。